

令和5年第9回松山市教育委員会定例会

(横山事務局次長)

御起立をお願いします。

一同礼。

御着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和5年第9回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりでございます。

まず、本日の会議録署名人に田中委員を指名いたします。

ここでお知らせをいたします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、1人の傍聴を許可しておりますので、御報告いたします。

合わせて、カメラの撮影等も許可しておりますので、申し上げておきます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴に当たっては、議案、報告等案件に対して、賛成あるいは反対の意見表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき、非公開の議決があったときには一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げておきます。

それでは、議事に移ります。

まず、日程第1 議案第31号「社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課西口でございます。

よろしくをお願いします。

お手元の資料の1ページ、2ページをお願いいたします。

議案第31号「社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

社会教育に関する諸計画の立案等を行う社会教育委員は、社会教育法及び松山市社会教育委員条

例により、教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、任期満了に伴い、新たに18名の委員を委嘱するものです。

小学校、中学校の校長会、松山市公民館連絡協議会、松山市人権教育推進協議会など、学校教育及び社会教育の幅広い分野からの推薦となっております。

なお、任期は令和5年11月15日から令和7年11月14日まででございます。

以上で説明を終わります。

御審議よろしくをお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関して、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

私から1点お聞きするんですが、条例の抜粋のところに、「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と書かれていますが、今回の候補の方の中で、小学校長会の会長が今年度末での御退職ということですが、その場合は、この規定のとおり、後任委員には前任者の残任期間、これがあてがわれるわけですかね。

(西口課長)

地域学習振興課です。

小中両校長会につきましては、4月の人事異動に伴いまして、委嘱替えをしておりました。

この11月14日までの任期で委嘱させていただいておりましたので、その任期は切れて、全ての18名の方、新たにスタートということで、2年間ということになります。

(教育長)

会長さんが退職した後は、新しい会長さんが選ばれるまでの期間は空白ということになるんですか。

(西口課長)

前回の教育委員会定例会で、両校長会の会長に委嘱させてもらって、学校長でなければ社会教育委員ができないわけではないので、それまでの間については前任者に努めていただいて、空白はできるだけ置かない形をとらせていただいております。

(教育長)

校長さんが退職してもその方が引き続き担ったうえで、新しく選任されたらそこで一旦引いて、新しい方になるということですか。

(西口課長)

はい。

(教育長)

他に御意見ないですか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、他に意見等もないようでございますので、採決をいたします。

議案第31号「社会教育委員の委嘱について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第32号「学校評議員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

井上学校教育課長から説明を求めます。

(井上課長)

学校教育課の井上です。

よろしくお願ひいたします。

議案書3ページをお願いいたします。

それでは、議案第32号「学校評議員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

学校評議員については、5月9日の第5回教育委員会定例会で、全ての市立小中学校及び幼稚園から推薦のあった計612名の御承認をいただいたところです。

この度、道後小学校から、吉岡権右氏がお亡くなりになられたため退任とし、野本勝氏を後任としたいとの評議員の変更の申し出がありました。

今回、変更及び追加の申し出がありました野本氏は、教育に関する理解及び見識を有すると認められることから、松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により、議案として提出するものです。

なお、任期については、令和5年11月15日から令和6年4月30日となっております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

前任者の御逝去に伴う後任の選任ということでございますが、この件に関して、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、特に意見等もないようでございますから、採決をいたしたいと思ひます。

議案第32号「学校評議員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 報告第18号「学校歯科医の退任及び委嘱について」を議題といたします。

野口保健体育課長から説明を求めます。

(野口課長)

保健体育課の野口でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

お手元の資料5ページをお願いいたします。

報告第18号「学校歯科医の退任及び委嘱について」御報告させていただきます。

さくら小学校の学校歯科医である大膳達国氏から令和5年10月31日付で退任の申し出がございました。

また、その後任につきましては、松山市歯科医師会から大膳力也氏を推薦していただきましたので、令和5年11月1日付で委嘱させていただきました。

学校での健康診断等の実施に当たり、早急に委嘱を行う必要がございましたことから、教育長の専決処分により実施したもので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、御報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関して、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

特に御意見等ないようでございますので、それでは、報告第18号「学校歯科医の退任及び委嘱について」御異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

本日本日予定の日程は以上となりますが、委員の方々から何か御意見や御質問等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして、本日本日予定の日程は終了いたしました。

これにて、令和5年第9回定例会を閉会いたします。

御苦労様でございました。

(横山次長)

御起立をお願いします。

一同礼。